

原木しいたけ経営緊急支援資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第59号

原木しいたけ経営緊急支援資金貸付規則の一部を改正する規則

原木しいたけ経営緊急支援資金貸付規則（平成24年岩手県規則第40号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
貸付の対象となる損害補填資金	1 被害生産者ごとの貸付限度額	貸付の対象となる損害補填資金	1 被害生産者ごとの貸付限度額
[略]		[略]	
被害生産者が乾しいたけの市場価格が平成20年4月から平成23年3月までの平均市場価格と比較して減少したことにより損害を受けた場合に、当該被害生産者に対して貸し付ける資金	当該乾しいたけ <u>1キログラム当たり</u> の市場価格の減少額が、 <u>1,000円未満の場合にあっては1キログラム当たり500円、1,000円以上2,000円未満の場合にあっては1キログラム当たり1,000円、2,000円以上の場合にあっては1キログラム当たり2,000円</u>	被害生産者が乾しいたけの市場価格が平成20年4月から平成23年3月までの平均市場価格と比較して減少したことにより損害を受けた場合に、当該被害生産者に対して貸し付ける資金	当該乾しいたけの市場価格の減少額 <u>（1キログラム当たり2,000円を限度とする。）</u>
[略]		[略]	
被害生産者が生しいたけの市場価格が平成20年4月から平成23年3月までの平均市場価格と比較して減少したことにより損害を受けた場合に、当該被害生産者に対して貸し付ける資金	当該生しいたけ <u>1キログラム当たり</u> の市場価格の減少額が、 <u>100円未満の場合にあっては1キログラム当たり50円、100円以上200円未満の場合にあっては1キログラム当たり100円、200円以上300円未満の場合にあっては1キログラム当たり200円、300円以上400円未満の場合にあっては1キログラム当たり300円、400円以上の場合にあっては1キログラム当たり400円</u>	被害生産者が生しいたけの市場価格が平成20年4月から平成23年3月までの平均市場価格と比較して減少したことにより損害を受けた場合に、当該被害生産者に対して貸し付ける資金	当該生しいたけの市場価格の減少額 <u>（1キログラム当たり400円を限度とする。）</u>
[略]		[略]	
被害生産者がしいたけ栽培のための原木の購入価格が平成20年4月から平成23年	当該原木 <u>1本につき</u> 調達に要する費用の増加額が、 <u>50円未満の場合にあっては1</u>	被害生産者がしいたけ栽培のための原木の購入価格が平成20年4月から平成23年	当該原木の調達に要する費用の増加額 <u>（1本につき300円を限度とする。）</u>

<p>3月までの平均購入価格と比較して増加したことその他当該原木の調達に要する費用が知事が別に定めるところにより算定した額と比較して増加したことにより損害を受けた場合に、当該被害生産者に対して貸し付ける資金</p>	<p><u>本につき25円、50円以上100円未満の場合にあつては1本につき50円、100円以上150円未満の場合にあつては1本につき100円、150円以上200円未満の場合にあつては1本につき150円、200円以上の場合にあつては1本につき200円</u></p>	<p>3月までの平均購入価格と比較して増加したことその他当該原木の調達に要する費用が知事が別に定めるところにより算定した額と比較して増加したことにより損害を受けた場合に、当該被害生産者に対して貸し付ける資金</p>	
<p>[略]</p>		<p>[略]</p>	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の原木しいたけ経営緊急支援資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付契約を締結する原木しいたけ経営緊急支援資金（原木しいたけ経営緊急支援資金貸付規則第1条に規定する原木しいたけ経営緊急支援資金をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に貸付契約を締結した原木しいたけ経営緊急支援資金については、なお従前の例による。